

まちなか再生事業について

1 まちなか再生事業の特徴

まちなか再生においては、対象区域における現状把握や関係者の意識醸成等を行ったうえで、ビジョンやコンセプト、計画を作成していくことが非常に重要となります。しかし、作成後に各種事業を実施するための補助金制度は様々ありますが、ビジョン等の作成段階において活用できる補助金制度はあまり見受けられないものと思われまます。

ふるさと財団のまちなか再生事業では、このようなビジョンやコンセプト、計画の作成段階（住民との意見交換、庁内意識醸成、実証実験等）でも活用することができます（下記図の青色部分）ので、ご活用をご検討くださいますようお願いいたします。

課題発掘

まちなかにおいて、どのような課題があるのか分析・確認

課題例) シャッター店舗数の増加による商店街の衰退

住民がまちなかに対して魅力を感じておらず、人口減少が進む

空き家・空き地が増加し、賑わい喪失

現状把握

住民の意見集約や、空き家・空き店舗率の調査、地域活動の確認等を行い、まちなかの現状を把握

意識醸成

自治体職員や地元関係者、住民のまちなか再生に対する意識を醸成させるための取組実施（セミナーやワークショップ等）。

実証実験等

ビジョンや計画を策定する前に、新たな施策や事業の効果等を把握するための取組

例) 地域住民交流イベントを空き地で実施

空き店舗を展示スペースとして一時的に利用

ビジョン・計画策定

これまでの取組を踏まえ、まちなかの将来的なビジョンや計画を策

事業取組

計画に基づいた各種事業を実施

効果検証

事業によってどの程度効果があったか検証

現状把握～ビジョン・計画策定の段階で本事業を活用することができます。

※事業取組以降においても、他補助金等を活用していなければ本事業を活用することができます。

2 補助内容

(1) 市町村等のまちなか再生専門家の活用等に要する経費に対する補助

(2) 市町村等が実施するまちなか再生事業に対するアドバイザー会議委員からの助言

3 補助対象区域

市町村等において、一定程度の定住人口が集積し生活に必要な各種機能を有し、市町村等が生活拠点及び交流拠点として重点的に整備を図ることが相当であると認める区域（まちなか再生対象区域）。

4 補助金額

- ①市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。以下同じ。）が単独で取組む事業。
→補助対象経費の2/3以内（700万円を上限）。
- ②複数の市町村が共同で取組む事業または広域連合等地方自治法に基づく団体が取組む事業。
→補助対象経費の2/3以内（1,000万円を上限）。

5 補助対象経費

- ・まちなか再生専門家の活用に関する経費
- ・その他の経費（その他の委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、旅費、消耗品費、通信運搬費等消費税及び地方消費税を含む。）

6 補助対象期間

- ・令和6年4月1日から令和7年2月20日まで
- ・令和5年度までは単年度補助事業でしたが、最大3か年度まで補助対象事業とすることが可能になりました。

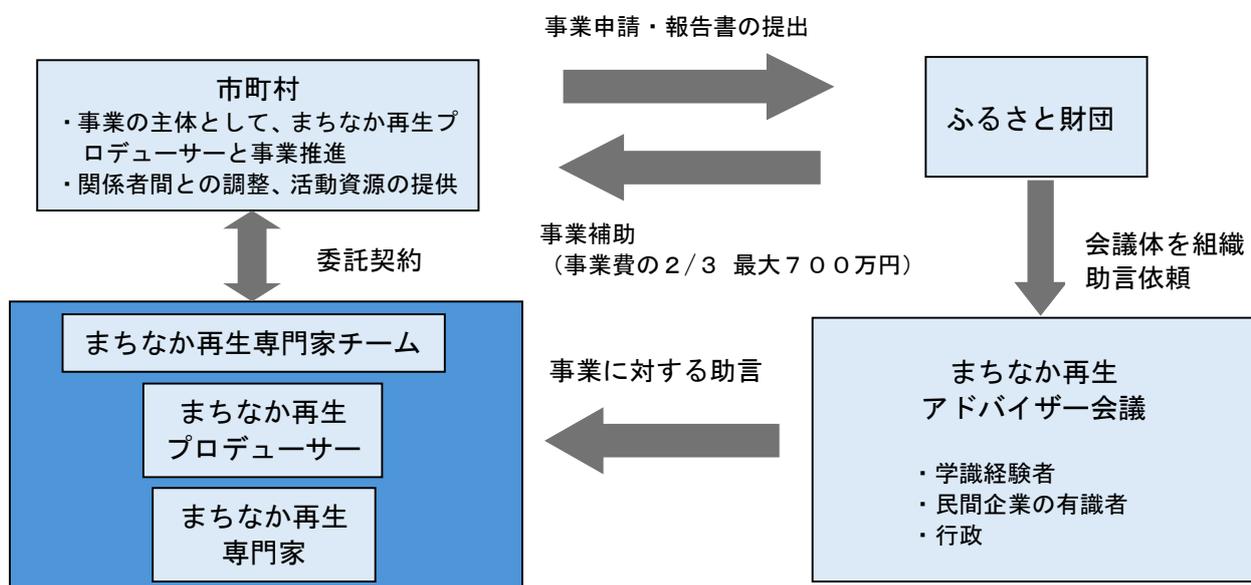
7 令和7年度申請に係る事前相談

- ・取組に対する悩みや申請書の書き方等に関して、相談を受け付けます。
- ・期間：令和6年9月2日から令和6年11月20日

8 令和7年度申請受付期間

- ・期間：令和6年10月1日から令和6年12月6日

9 事業概念図



10 事例紹介

①東京都青梅市（平成24年度採択）

都心近郊に住んでいる方たちが住んでみたいと思わせるような、豊かな自然に親しみながら都市的な生活を享受できる青梅の特性を最大限に活かした事業計画（中心市街地活性化基本計画の原案）をつくりあげることが目的としてまちなか再生事業に取り組みました。

【取組内容】

- ・現状把握（中心商業地の商業環境・居住動向・地域資源等の分析）
- ・地元のまちづくり検討組織への助言と調整
- ・まちづくり会社の設立に関する支援
- ・まちなか再生基本方針の作成（戦略や方針、重点事業の設定等）
- ・青梅駅前地区再開発モデルケースの検討

【事業成果】

- ・まちなか再生基本方針の作成
調査分析により得られた、青梅の心地よさ、奥多摩の玄関口、まちなかりゾートなどのキーワード等も踏まえ、「暮らし」×「なりわい」の融合による青梅スタイル、街並みと伝統を大切に身丈のまちなか再生、所有と利用の分離によるまちなか再生の事業化の3つを掲げて、エリアマネジメントによるまちなか再生を実施する方向性を見出しました。
- ・再開発モデルケースの検討
青梅駅前西地区の約0.5haにおける市街地再開発事業の実施について、商業、住宅、公共公益施設等の入居する中層建築物として、青梅の地形、特性を生かした建築計画、空間計画と、定期借地権を設定し、地価の顕在化を抑制する事業スキーム等の検討体制ができました。

【まちなか再生事業後（平成24年度以降）の動き】

平成27年4月に「(株)まちづくり青梅」を設立しました。「(株)まちづくり青梅」は、歴史的な地域威厳と豊かな自然を両立させた景観形成や、地域特性を活かした商業や観光振興などの施策に対して、民間事業者としてのノウハウを最大限に活かして取り組んでいく組織です。取組内容として、空き店舗と店舗を使いたい人を繋ぐ不動産マッチング事業や、定期的なマルシェの開催等を行っています。

また、平成28年6月には内閣府より認定を得られ、「青梅市中心市街地活性化基本計画」を策定しました。

○問合せ先

一般財団法人地域総合整備財団<ふるさと財団>
共創振興部共創推進課
担当：早川 菊地 和田
TEL：03-3263-5758
E-mail：kyousou-ka@furusato-zaidan.or.jp

まちなか再生事業の申請書等は以下からダウンロードすることができます。

<https://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/machinaka-saisei/>